

学校感染症と出席停止について

以表は、学校保健安全法で定められた学校感染症です。生徒が罹患した場合、出席停止扱いになります。出席停止期間は、証明書の提出により欠席とはなりません。）

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱、ペスト、痘そう、南米出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、急性肺欠随縁（ポリオ）、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフス、重症急性呼吸器症候群（SARZ、MARZ、）	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症 インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜炎 結核、細菌性髄膜炎	<ul style="list-style-type: none"> ・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ・発症後5日経過し、かつ解熱後2日を経過するまで ・特有の席が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が終了するまで ・解熱した3日を経過するまで ・耳下腺、顎下腺又は耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が消失するまで ・発疹が消失するまで ・すべての発疹が痂皮化するまで ・主要症状が消退した後2日を経過するまで ・症状により学校医と他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
※ただし症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認める時は、その限りではない		
第三種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病（感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑など）	症状により学校医と他の医師に置いて感染の恐れがないと認めるまで

※新型コロナウイルス感染症は、保護者からの報告により出席停止とする。

※感染症が疑われる体調不良の場合は、保護者様より学校までご連絡ください。

きりとりせん

※学校に登校する時にお持ちください

証明書

年 組 番 生徒氏名：

下記疾患に罹患したこと及び下記の期間の出席停止措置が必要であることを証明します。

病名（ ）

出席停止期間（ 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 ）

令和 年 月 日 医療機関名 _____ 印